

新南部町長 決定



佐野和広町長 就任のごあいさつ

ご挨拶に先立ち、東日本大震災による犠牲者の皆様に対して哀悼の意を表すとともに、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

私はこの度行われた南部町長選挙で皆様のご支援によって当選の栄を賜り、町政の舵取りを担うことになりました。日を追うごとに責任の重さを痛感する毎日であり、

まず、
さて、南部町は自治体としての力を強化するため、平成の大合併では、8年前、県内市町村の先陣を切って新たな道を歩きました。

任期満了に伴う南部町長選挙の投開票が4月24日に行われ、佐野和広氏（59）が新南部町長となりました。また翌日行われた当選証書付与式では、稲葉俊彦町選挙管理委員会委員長から佐野町長に当選証書が手渡されました。

しかし、その後も町の人口流出に歯止めがかからず、少子高齢化のもとで過疎化は進み、多くの町民の皆様から「このままでは暮らしが成り立たなくなる」という不安の声を聴きました。

この町は私たちの父祖が汗して築き上げたかけがえのない故里です。私たちはこの故里を何として

も守り抜かなくてはなりません。そこで私は町民の皆様がいつまでもこの町で働き、子を育て、穏やかな老後を過ごすことのできる町づくりを目指すべく決意し、今回の町長選に臨みました。

多くの皆さんがご支援して下さいたことに心から感謝いたします。ところで、我が国の経済にわず

かなながらも光が見え始めた矢先に起きた東日本大震災で、日本の経済は大打撃を受けました。加えて、原発事故によるエネルギー問題は地方においても今後の産業活動に支障をきたし、景気の先行きへの新たな不安材料となり、国家と自治体の財政に影を落としています。その一方で地方分権に伴う自治体への財源委譲は、地方交付税の減額や補助金のカットにつながるものであり、財源確保の厳しい中で町政の自立が求められることになり、

しかしこうした現実にあっても、私は時代の流れを的確にとらえ、南部町の行政は如何にあるべきかを常に洞察し、町政の運営にあた

ては未来への展望を拓くため果敢に挑戦する覚悟です。

先ずは、これまで町の実展に尽くして下さったお年寄りたちの暮らしと安全を守り、町の未来を担う子供たちをしっかりと育てていく所存です。

また、郷土が誇る林業や観光など産業の振興に向けては、自らトップセールスマンとして行動をおこし、地域間競争に勝ち抜く決意であります。

こうした施策を具体化し着実に実現していく中で、町の人々の絆を互いに尊ぶ心豊かな『一流の田舎町』を実現すべく、身を粉にして働く所存です。

その道は険しいものがありますが、つが、「意志あるところにおのずと道は開ける」との信念を持ち、職員とともに一丸となって郷土の発展と町民の幸福に取組みます。

何卒、町民の皆様のご支援をお願い申し上げます。新任のご挨拶いたします。

南部町長 佐野和広

町では、町税の徴収を強化しています

～滞納は絶対に許しません～

税金はまちづくりを支える大切な財産です。

ほとんどの町民の方は、町税を納期限内に自主的に納めていただいておりますが、再三の催告にも応じず納付しない滞納者も存在します。

町では税負担の公平性を確保し、滞納の解消を図るために悪質な滞納者に対しては県地方税滞納整理機構と共同で、強制的に給与・不動産・自動車・預貯金・生命保険等の財産の差し押さえを行い、その財産をインターネット購買などで換金し滞納税額に充てています。

また場合によっては職員が滞納者の自宅などを強制的に搜索して、発見した財産を差し押さえ、搬出し公売することもあります。

◇延滞金は必ず徴収します。

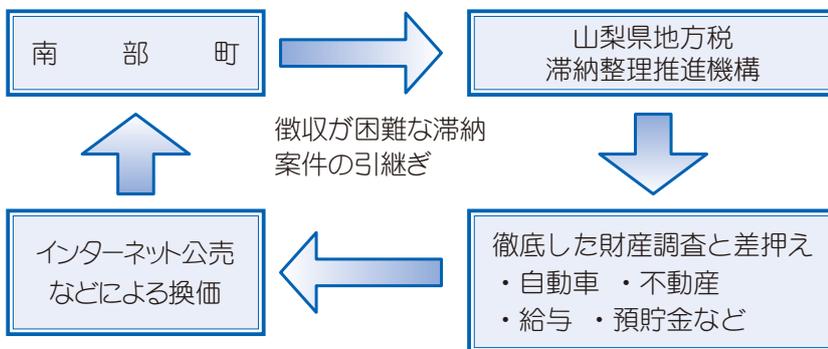
納期限までに税金を納付していない状態を滞納といいます。

滞納すると、本来納めるべき税金のほかに延滞金を納めなければなりません。延滞金は納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率を乗じて計算した額になります。

■ 延滞金は次の割合で加算されます。

- ・ 納期限の翌日から1ヶ月を経過するまで ⇒ 年 4.3% (平成23年現在)
- ・ 1ヶ月を経過した日以降 ⇒ 年14.6%

◇滞納整理の流れ



南部町の差押え実績

(H22.04～H23.03)

差押財産	件数
不動産	2件
預貯金	5件
生命保険	5件
国税還付金	16件
交付要求	10件
不当利得返還金	1件

◇平成23年度町税納期限

～税は自己管理で期限内に自主納付しましょう～

税の種類	納期限	5/2	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	12/26	1/31	2/29	3/30
軽自動車税	1期											
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
町県民税			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

◇納期限内に納付できない方は、納税相談にお越し下さい。

災害や病気などの事情により、税金を一時的に納められない場合には、徴収の猶予などの制度があります。ただし、生活状況や財産の取得状況などを申告していただき、調査の結果要件に該当した場合に適用されます。